

7 香美環境第2401号 「（仮称）嶺北香美
ウインドファーム事業」にかかるご質問
に対する事業者の回答

令和7年7月

株式会社GF

目 次

1.	事業計画案の提示時期について	1
2.	環境対策の責任の担保について	2
3.	発電した電気の送電先について	4
4.	地震発生時のリスクについて	4
5.	風車の破損のリスクについて	5
6.	本事業に起因すると思われる環境への影響の因果関係の検証について	6
7.	観光客や移住者への影響について	7
8.	獣害の拡大について	7
9.	愛媛県内での貴社事業の経緯について	9

1. 事業計画案の提示時期について

本事業については、現状では「最大限の事業計画案」しか示されておらず、「検討中」とされている事項も多いことから、本市として事業計画の是非を判断できません。

(1) 具体的な事業計画案は、どのような情報を踏まえて、いつ提示されるのでしょうか。

(2) (1) の前段階で事業計画案の検討状況(具体的な事業箇所等)を示す予定はありますか。

(事業者の見解)

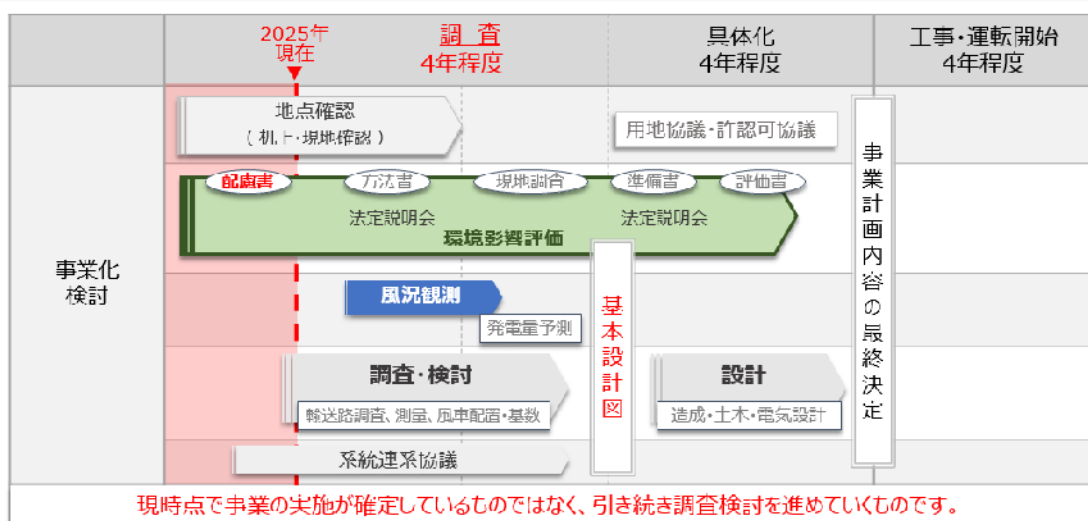
(1) 現状、環境アセスメントの最初期段階である配慮書手続きが完了した段階です。2026 年春頃に環境調査の調査方法を記載した方法書の提出を目指しております。方法書の手続き後、環境調査を実施します。各種環境の現地調査およびドローン測量を行い、測量データから 1000 分の 1 スケールの地形図を作成(図化)します。それら、環境調査結果・ドローン測量結果を踏まえて「各種検討」を行い、基本設計図や環境アセス予測評価結果を準備書に反映します。

今後の手続きの流れは以下のようにすると想定しています。

2026 年 アセス方法書 → アセス等の現地調査・測量・詳細な地形図作成
→ 各種検討 → 事業区域見直し・風車配置 → 事業計画案(基本設計図)
・アセス予測評価 → アセス準備書

以上の手順を踏まえて最短で 2029 年度に具体的な「事業計画案(基本設計図)」の提示を目指しております。

- 検討を開始してから運転に至るまで **10 年程度を要するような長期にわたる、調査検討、準備が必要**です。
- 今後、地元住民の皆さまとの対話や様々な調査などを行いながら、事業化を検討します。



現在は資料調査を終えた初期段階であり、計画の熟度が低いため、具体的な回答が出来ず「検討してまいります」と返さざるを得ない事項が多数ございます。今後の協議や説明会等を通じて、引き続き、できるだけ事実に基づいた誠実かつ真摯な説明を心がけたいと存じます。

す。

- (2) 2029 年度を待たずに、開示できる準備が整ったものから具体的な事業箇所等の「事業計画案（基本設計図）」について開示できるようにしたいと考えています。具体的には、2025 年度に簡易設計を行い、2026 年度に提出予定の方法書に「簡易設計図」を掲載します。

2. 環境対策の責任の担保について

- (1) (本市意見書でもお尋ねしておりますが、) 事業用の作業道及び市道・林道の拡幅分からの排水の影響による土砂災害や、事故や災害による風車の倒壊、部品の飛散、山林火災等の責任は誰がどのように負うのか、具体的にお示してください。
- (2) 事業運営会社または貴社が事業を継続できなくなった場合には、誰が工作物の撤去、土地の原状復帰を行うのか、法的な根拠も含めて具体的にお示してください。
- (3) 計画段階配慮書にかかる意見に対する貴社のご見解の中で、「積み立て」に言及されていますが、具体的な額と算定根拠、倒産隔離等の措置がなされるのか、お示してください。また、貴社の他の風力発電事業における積み立ての事例についてもご教示ください。
- (4) 計画段階配慮書にかかる意見に対する貴社のご見解の中で、「保険適用」に言及されていますが、具体的な保険商品及び引受会社、保険対象となる事象および保険金額、貴社が事業継続できなくなった場合の取扱いについてもお示してください。また、貴社の他の風力発電事業における保険加入の事例についてもご教示ください。

(事業者の見解)

- (1) 土砂災害や、風車の倒壊等が無いような設計、施工、維持管理を行います。万が一、事業用の作業道及び市道・林道の拡幅分からの排水の影響による土砂災害や、事故や災害による風車の倒壊、部品の飛散、山林火災等、事業に起因する被害が発生した場合には事業者が責任を負います。事業実施に際しては事業者が保険を付保しますので、保険によりカバーすることを考えています。
- ①建設期間においては、建設業者が加入する建設請負業者賠償責任保険により、工事中の対人・対物賠償事故についてカバーする予定です。
- ②建設完了後の発電所運転期間においては、事業者が総合賠償責任保険に加入し、本事業にかかる所有、使用、管理、運営・維持管理業務遂行上の瑕疵、ミスに起因する第三者の人身障害、財物損壊に対する法律上の損害賠償責任を負担することに起因する損失についてカバーする予定です。
- (2) 事業実施にあたっての融資スキームとしてはプロジェクト・ファイナンスを予定しています。プロジェクト・ファイナンスとは、出資会社の与信に頼ることなく、レンダー（融資銀行）が事業計画・リターン予測を担保に事業運営会社へ融資を行う形で事業を実施するものです。プロジェクト・ファイナンスの融資審査においては、実地の風況観測データに基づいた綿密な事業計画（発電量予測）に基づく事業性（融資への返済をした後なお利益を残せるだけの事業

展開ができるか)について、経済的・技術的観点から慎重に審査されます。したがって、融資が実行され事業が開始される場合には、文字通り「想定外」の事態が生じない限り、事業運営会社が事業継続できなくなることは考えられず、その意味で事業運営会社の倒産のリスクは限りなく低いものになります。そして、ここでいう想定外の事態とは、例えば、南海トラフ地震によって地域全体が壊滅的なダメージを受けるような場合であり、もはや事業運営会社の責任のみが問題になるような状況でなくなっている事態を想定しています。

プロジェクト・ファイナンスでは株式会社GFの与信は事業に影響を及ぼさないため、仮にGFが倒産したとしても、事業運営会社は連鎖倒産しません（倒産隔離）。なお、GFが保有する事業運営会社の持分については、共同出資者が引き受ける選択肢を設定し、影響を最小限にする想定です。

また、極めて可能性は低いですが、事業運営会社が事業を継続できなくなる場合には、融資返済ができないこととなりますので、事業に担保権を有する融資銀行が担保回収の形で事業を取得し、事業承継先を探すこととなります。

- (3) 太陽光発電設備の撤去については、2022年4月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」といいます）の改正により、太陽光発電設備については2022年7月から将来的な廃棄・撤去費用の積立が義務化されましたが、風力発電設備の撤去については、法的な積立義務はありません。

（仮称）嶺北香美ウィンドファームに関しては、再エネ特措法及び再エネ特措法施工規則に基づき、FIT・FIP認定の申請を行うことを想定していませんが、事業計画策定ガイドライン（風力発電）（2017年3月策定、2025年5月改訂、資源エネルギー庁、以下「ガイドライン」といいます）を参考に事業計画を立案していきたいと考えています。

具体的な積立額は、将来の解体・撤去費用と廃棄物処理費用の見積もりを基に金額を確定し、運転期間を通じて計画的に積み立てます。廃棄費用の見積取得が困難である場合には、初期投資費用の5%が目安になるとされています（ガイドライン）。会計士に相談のうえ、廃棄費用は資産除去債務として財務諸表に適切に反映させつつ、計画的に積み立てて参ります。

弊社の他風力発電所はまだ運転開始していませんが、上記と同様の取扱いとする旨、会計士に確認済みです。

- (4) 風車の破損や故障に関して、本案件における保険の具体的な取扱いについては、今後の保険会社との協議によりますが、一般的な案件と同様に下記保険でカバーする予定です。

①建設期間中は、建設業者が加入する組立保険（本業務の建設工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事目的物等に生じた損害を対象）により、建設工事請負金額総額がカバーされます。

②建設完了後の発電所運転期間においては、事業会社が加入するオールリスク財物保険により、本発電事業設備完成価額（再調達価額）がカバーされます。

事業継続できなくなった場合の取扱いについては、(2)と同様です。

弊社の他の風力発電事業における保険加入の事例としては、建設期間における組立保険

に加入済みです。建設完了後、オールリスク財物保険に加入予定です。

3. 発電した電気の送電先について

本市での説明会や配布資料の中で、「本州への送電ではない」「地元の企業をはじめとするみなさまに電気を使用していただきたい」などの説明をされていますが、本事業で発電された電気がどのように送電され、どこで使用するのか、具体的にお示しください。

（事業者の見解）

本事業で発電される電気は四国電力送配電株式会社様の新改変電所-井川変電所間の送電線へ接続（連系）し送電する予定です。

一般的には、四国電力送配電株式会社様が四国電力株式会社様などの電力小売事業者に電気を販売・供給し、四国内の一般家庭や企業などのエンドユーザーに届けられます。

他方、四国内の一般家庭や企業の皆さんでご希望いただいた方には、直接電気の売買契約をすることも可能です（オフサイト PPA）。事業者としては高知県内の一般家庭、企業、行政に電気を買っていただきたいと考えています。

4. 地震発生時のリスクについて

- （１）令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において、風力発電所にはどのような被害や影響がありましたか。また、被災地への電力供給は可能だったのでしょうか。
- （２）南海トラフ地震の発生時には、本事業に関して具体的にどのような被害が起こることを想定していますか。また、被災した地域への電力供給がどのように行われるのか、具体的にお示しください。

（事業者の見解）

- （１）地震による風車の破損は非常に稀ですが、2011 年の東日本大震災では液状化によって基礎部分が傾いた事例が 1 件、2024 年の能登半島地震においては石川県内の 2 ヶ所（2 基）の風力発電所でブレードが破損・落下したことが報告されています。

能登半島地震で被害を受けた 2 ヶ所の風力発電所については、1 基の風車ブレード（羽根）が地震で折れ曲り（珠洲市の珠洲第 2 風力発電所（2008 年 12 月稼働））、もう 1 基は折れて落下（志賀町の酒見風力発電所（2007 年 2 月稼働）、他者への物損等なし）していました。

能登半島地震時における石川県の風力発電所は、珠洲市から志賀町まで合計 73 基が稼働していましたが、地震の直後にはすべての風車が緊急停止しました。倒壊した風車はありませんでした。2024 年 5 月時点で操業を再開したのは 7 基で、2025 年 6 月時点で、34 基が稼働しています。

ちなみに、2011 年 3 月の東日本大震災の地震発生直後、日本風力発電協会（JWPA）が会員企業に対して電話調査を実施した結果は、国内にある 407 の風力発電所（1742 基、設備容量 2303MW）の内、会員企業が所有する 199 の風力発電所（1150 基、設備容量 1695MW）は運転不能となった風車は無かったが、JWPA 会員以外の企業や自治体が所有する風車の中では、茨城県

の鹿嶋発電所のように、今回の地震の影響で基礎に被害を受けた例が報告されています(石原孟、山口敦、高本剛太郎 著「東日本大震災と風力発電設備支持物の耐震設計」風力エネルギー、通巻 97 号、2011)。

風車の稼働は日々のメンテナンスが前提であるため、風車サイトのへのアクセス道路が寸断されてしまった場合はメンテナンス・安全確認ができず、風車は稼働再開されず、基本的に電力供給はできません。また、風車の安全確認ができたとしても、電力系統が復活しなければ電力供給できません。

(2) 南海トラフ地震では、発電所建設予定地域は震度 6 強の揺れが予測されています(「高知県防災マップ」より)。

風力発電設備の強度や安全性については電気事業法にもとづく審査やウィンドファーム認証が必要となり、建築基準法に適合する耐震性能が求められます。また、ウィンドファーム認証ではサイト条件の評価の際に、過去の地震や津波の結果やハザードマップを参照することが求められています。

(<https://www.social.env.nagoya-u.ac.jp/sociology/maruyama/311/>)

したがって、(仮称)嶺北香美ウィンドファームにおきましても、運転開始に至る場合は、震度 6 強の地震にも耐えられます。本事業における被害については、事業自体に対しても、第三者に対しても無いものと想定しています。

しかし、風車は定期的なメンテナンスの実施を稼働の前提とするので、巨大地震発生後は、安全確認を行った後、営業運転を再開することになります。道路の寸断等で風車の稼働に問題が無い事への確認が遅ればその分稼働までの時間が遅れることになります。また、風車のメンテナンス上の問題がなかったとしても、四国電力送配電の系統が再開しなければ電力供給ができない状況が続きます。その観点では、事業開始遅延分の売電収入がなくなるといふ事業への被害があり得ると想定していますが、この様な被害についても保険でカバーしたいと考えています。

風車の安全が確認された後、系統も復旧して系統への接続が再開できれば通常通り被災地への送電が再開されることになります。

5. 風車の破損のリスクについて

本年 5 月 2 日に秋田県で発生した風力発電所の破損事故(風車の羽根が脱落し、死者が出たものと理解しております)を受けて、本事業において同様の事故への対策をどのように行っていくのか、具体的にお示しください。

(事業者の見解)

風車の安全性は、設計、建設、運用、保守の各段階で様々な対策を講じることで担保されます。具体的には、型式認証、ウィンドファーム認証、使用前自主検査、保守点検、及び定期安全管理審査などが挙げられます。例えば、ウィンドファーム認証とは、風力発電所を建設するサイトの環境条件の評価を行い、その環境条件に基づいて、風車及び指示構造物の強

度及び安全性が、設計上担保されていることを確認するものです。また、本事業では最新のJIS規格と電気事業法に則って風力発電所を設計・設置し、遠隔監視や定期的な保守点検により安全を担保いたします。

秋田県で起きたブレード落下事故(羽の脱落というより千切れ)は、事故調査委員会が設置され事故原因の分析が進行中ですので、重大事故の発生を防ぐため、事故原因が判明した際には、本事業にも対策を反映させます。

6. 本事業に起因すると思われる環境への影響の因果関係の検証について

- (1) 本事業に起因すると思われる水環境の変化、土砂災害、生態系の変化などの環境への影響について、事業計画段階または事業着手後に本事業との因果関係の検証を行う場合の立証責任について、誰が負うべきとお考えでしょうか。
- (2) 本事業との因果関係の有無の判断は誰がどのように行うべきとお考えでしょうか。また、申立人と事業者との意見が食い違った場合にはどのように解決すべきとお考えでしょうか。
- (3) 既に事業化されている他地区の事例においては、どのように対応されましたか。

(事業者の見解)

- (1) 本事業と因果関係のある環境影響の有無については、水環境の変化、土砂災害、生態系の変化に限らず、事業計画段階、事業着手後、運転期間を通じて、事業者として注視して参ります。環境影響の変化に関して事業者として責任を負うべき事態が発生していると判断した場合には、専門家等の助言を得ながら関係者・関係機関と相談し必要な対応を行ってまいります。

地元から、環境影響へのご意見をいただいた場合には、丁寧に調査を行い、事業者として責任を負うべき事態が発生していると判断した場合には、専門家等の助言を得ながら関係者・関係機関と相談し必要な対応を行ってまいります。

万が一、因果関係の立証責任を争う事例が生じた場合に関しましては、立証責任は因果関係の存在を主張する側が負うものと考えています。

- (2) 本事業との因果関係の有無の判断に関して申立人と事業者との見解が食い違った場合には、関係機関のご意見もいただきながら誠実に協議させていただきたいと存じます。
- (3) これまでのところ、第三者の損害・被害と事業との因果関係が争いになった、又はなっているといった弊社事例はございません。

7. 観光客や移住者への影響について

本事業の実施によって、観光客（登山者を含む）や移住者に対してどのような影響があるとお考えでしょうか。また、他地域の風力発電事業でどのような影響があったのか、具体的な事例や調査結果等でお示しください。

（事業者の見解）

風力発電事業が観光客（登山者を含む）や移住者に与える影響についての定量的なデータはございません。

本事業による観光客・移住者に対しての影響は、プラスとマイナスの側面があると考えます。

地方創生や環境問題に関心のある観光客・移住希望者にとって、風力発電事業は魅力的な要素となりえます。具体的には、全国をバイクでツーリングしている方が事務所に来社され「山に風車ができることで景観が美しくなり、ツーリングしていても見ごたえがある。観光資源として活用できるようになる。」といった声をいただいています。他方、開発をよしとせずありのままの自然を求める観光客・移住希望者等にとってはマイナスの要素となりえます。

本事業の実施により、眺望景観の変化が生じる可能性や、エリアによっては従来と異なる山の楽しみ方をご提案させていただく等の変化が生じる可能性はございますが、地元の皆様や関係機関のご意見も踏まえた整備やイベントを計画する等、皆様にご理解いただける事業となるよう検討を重ねてまいります。

なお、他事業者の具体的な調査結果をお示しすることはできませんが、風力発電機と共存している観光地として、以下のような事例があります。

- ・ 仁賀保高原 <https://akita-fun.jp/modelcourses/11>
- ・ 郡山布引風の高原 <https://www.tif.ne.jp/jp/entry/article.html?spot=6598>
- ・ 青山高原 <https://www.kankomie.or.jp/spot/1589>
- ・ 大川原高原 <https://www.awanavi.jp/archives/spot/3019>
- ・ 四国カルスト <https://kuma-kanko.com/spot/spot398/>
- ・ 風の里公園 https://kochi-tabi.jp/search_spot_sightseeing.html?id=1133

8. 獣害の拡大について

- （1）風力発電事業による獣害の拡大について、既存の研究論文や調査事例をお示しください。
- （2）本事業の実施による獣害の拡大についてどのようにお考えでしょうか。
- （3）事業計画段階および事業着手後に、獣害の調査や因果関係の検証を行うお考えはありますか。

（事業者の見解）

- （1）林野庁によるニホンジカを対象とした調査事例があり、その結果については、「平成 28 年度シカによる森林被害緊急対策事業（シカの行動把握調査等及び捕獲者等支援業務）報告書（北伊勢森林計画区）」にて公開されております。風力発電所と獣害の因果関係を検証する

目的の調査ではございませんが、大規模風力発電所が立地するエリアにてニホンジカの行動範囲について調査を行っている事例です。本地域と同様にニホンジカの生息密度の高い地域で、利用が困難となる積雪期を除いて、風力発電施設が稼働している中で、施設周辺を含めた山林内を移動していることが示されています。

- (2) 風力発電所の建設には森林伐採や道路の整備が伴うため、シカやイノシシの生息環境が変化し、餌場や隠れ家が減少・消失することで、彼らが新たな生息地を求めて人里近くに移動してくる可能性が指摘されています。

他社の風力発電事業の環境アセスメントにおいても「イノシシ、クマ、シカ等による農作物及び人への被害が年々増加傾向にあるため、大規模に山林を開発する本事業により、獣害が更に増えることが懸念される。」といった意見が出されている例(2024年7月26日、(仮称)鉢伏山風力発電事業、準備書、敦賀市長意見)も見られます。

他方、風車が原因で集落に降りて来るといった明確な科学的根拠は十分に蓄積されていません。

弊社が愛媛県で建設中の風力発電所の近傍(同一尾根)には複数の風力発電所があります。

そして、発電所の施設メンテナンスに関わる地元の方々とも親しくしておりますが「風力発電所の存在によって害獣が増えたり、集落へ害獣が近づいたりする話は全く無い」と仰っていました。さらに、発電所内においても、多数の害獣がおり、法面保護のためにシカ、イノシシの駆除が必要であり定期的に罠の設置・捕獲を実施していると聞いています。

本地域では、既に山地においてニホンジカの食害による植生への影響が見られ、ニホンジカ自体相当数の生息が考えられます。既存の調査事例を踏まえると、開発行為によって麓へ降りてくるよりも、尾根部に移動経路ができることで、山地の回遊性が増大する可能性が考えられることから、本事業においても風力発電施設の存在や稼働によりニホンジカ等が麓に降りることで獣害が拡大する可能性は小さいものと考えております。しかしながら、本地域の地形や気候をはじめとする様々な環境要因により、獣害の発生有無の予測については、現時点で不確実性を伴うことから、引き続き、特に風力発電事業の実施による獣害の発生事例・知見の収集に努めてまいります。

- (3) 今後の現況調査において本地域における野生生物の生息状況を把握するとともに、特に風力発電事業の実施による獣害の発生事例・知見の収集に努め、事例が確認された場合には、調査を含めた事業影響との因果関係の検証について検討してまいりたいと考えております。

また、地元関係者、農林漁業関係者、行政、学識経験者、事業者で協議会を作っていただき、その中で定期的・継続的に状況をヒアリングする形で、害獣の調査や因果関係の検証を行わせていただけないかと考えています。

事業者として引き続き害獣に関する弊社の他事例や、社会的動向を注視して参ります。

9. 愛媛県内での貴社事業の経緯について

同要望書では、愛媛県内での貴社事業の経緯について、区長会で「事実と大きく異なる説明がされていた」とのことですが、当該事業の経緯の詳細および区長会当日のご説明について、具体的にお示しください。また、当該事業の経緯および同要望書での指摘について、どのようにお考えでしょうか

(事業者の見解)

先ず、区長会当日におけるQ&Aとして、弊社の議事メモに残っている本質問に関係する部分は以下の通りとなっています。

Q: 黒田さんの話を聞いたが、風車が建ったことにより移住者が来なくなったと聞いている。飲料水として一番水を利用しているのは美良布地区だが、住民説明会は行われなかったことになにか理由があるか。

A: 移住者が来なくなったのは必ずしも風車が理由とは言えないと考える。私たちの住む徳島でも風力が無い地域でも過疎化が進んでおり若者自体減少している。因果関係がないのではないかと考える。美良布地区での説明会を行っていないのは事業者の認識不足によるものであった。

次に、本質問に関する有志一同様の資料(資料2、以下、「資料」という)では、「④【愛媛県の事例について】同社が愛媛県で進めている事業で地元集落に起こった事態についてG F陶久氏より説明がありました。その内容の真偽について愛媛県の地元の方に確認していただいたところ、事実と異なる説明がなされていたことが判明しました。陶久氏は「地域の反対は少数であり、風車が人口減少の原因ではない」との説明をしていましたが、実際は最終的に地区の7割以上が反対署名を行っているなかで、住民が知らない間に自治会が建設同意の決議を採ったためなし崩し的に建設同意となり、風車問題で地域が二分化されてしまったため移住が途絶えて集落衰退の決定要因になったとのことです。」と書かれています。

このご指摘に関して事業者の認識を回答します。

有志一同様の資料にある通り、弊社は現在、愛媛県宇和島市と愛南町の行政境で風力発電所(檳川正木ウィンドファーム、28,800kW)を建設中です。当該発電所は、2012年から開発を開始し、2025年7月現在建設中で、2026年2月に竣工予定です。

当該発電所の開発経緯は概ね以下の通りとなります。

2012年1月 ガイアパワー(現・G F)による現地調査を開始

2013年3月 連系申込み

2013年4月 環境アセス方法書の住民説明会および縦覧実施(※当時は配慮書手続きなし)
住民説明会で強い反対意見をいただく

2013年10月 風況ポール設置許可を取得し、風況観測を開始

2014年5月 農山漁村再エネ法施行

2015年6月 愛南町農山漁村再エネ法基本計画策定

2015年7月 御檳地区反対署名 223名

- 2015 年 9 月 御槇地区賛同署名 242 名
御槇地区自治会長会開催（出席 10 名、欠席 2 名）議長 1 名を除く賛成 7 名、反対 2 名により、風車建設に同意する決議がなされた。
- 2015 年 10 月 御槇地区自治会長会から建設同意書受領
- 2015 年 12 月 御槇 12 地区からなる自治会長会 12 名の内、御槇第 11 区長から反対意見書が御槇地区自治会長会に提出される
御槇地区自治会長会代表から市長に対し、地区の賛否判断を市に委ねる「要望書」提出
- 2016 年 2 月 宇和島市津島町上槇地区と協定書を締結
- 2016 年 3 月 愛南町正木地区、愛南町山出地区と協定書を締結
- 2016 年 8 月 地元各自治会へ環境アセス準備書説明会を実施・反対派の活動継続
- 2016 年 11 月 環境省「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」公表
- 2016 年 12 月 環境アセス準備書大臣勧告取得
- 2017 年 2 月 宇和島市主催による御槇地区への住民説明会を開催
→市長が農山漁村再エネ法の協議会設置を明言
- 2017 年 3 月 御槇地区と協定書締結
- 2017 年 8 月 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画策定
- 2017 年 9 月 愛媛森林管理署と国有林野利活用（保安林解除）のための事前相談開始
- 2020 年 10 月 菅政権 カーボンニュートラル宣言
- 2021 年 1 月 農山漁村再エネ法に基づく再エネ導入促進協議会で具体的な地元貢献策を提案（宇和島・愛南町）
- 2022 年 2 月 国有林野保安林解除申請書を提出
- 2022 年 3 月 宇和島市と愛南町で農山漁村再エネ法再生可能エネルギー導入促進協議会開催
- 2022 年 6 月 環境アセス評価書手続き完了（確定）
- 2022 年 7 月 宇和島市で農山漁村再エネ法再エネ導入促進協議会開催
- 2022 年 12 月 伊予銀行他 8 行とプロジェクト・ファイナンスに基づく融資契約締結
- 2023 年 1 月 保安林解除の予定告示
- 2023 年 2 月 保安林解除相当
- 2023 年 3 月 工事着工
- 2025 年 6 月 伐採・造成工事（風車基礎工事含む）完了。8 基中、1 基の風車が完成。
- 2026 年 2 月 運転開始予定

上記の経緯の中にあるとおり、槇川正木ウインドファームは、2013 年 4 月に環境アセスメント方法書の届出をしました（当時は配慮書という手続き段階はありませんでした）。資料にある「愛媛県の方」（以下、K 氏）が住む宇和島市津島町御槇地区では、2013 年 4 月の住民説明会以来、K 氏が中心となり、御槇地区の一部住民の方と一緒に反対活動を開始されました。

資料にある「地区の 7 割以上が反対署名を行っている」というのは、2015 年 7 月に反対署名（223 名/359 名）を宇和島市へ提出されたことを指していると思われます。しかし、2015 年 9

月には賛同署名活動があり、反対署名を上回る賛同署名（242名/359名）が集まりました。その賛同署名を受けて、2015年10月に御槇地区自治会長会として建設同意をされました。しかし、反対派の活動も継続されていたことから、2015年12月、当時の自治会長会代表から、地区として賛否を明らかにすることは困難と判断し、判断を宇和島市長へ委ねる「要望書」が提出されました。

当時の宇和島市長は、住民要望、事業者意見、環境省の意見、国の政策動向等を慎重に吟味され、2017年2月、農林水産省の所管する農山漁村再エネ法に基づく地元の協議会（地元関係者、農林漁業関係者、行政、学識経験者、事業者で構成）において地域に相応しい風力発電所事業の在り方について協議していくことを決断されました。この決断に際し、宇和島市主催の説明会が地区の公民館で開かれ、多数の住民にご参加いただきました。

この市長の決断を受けて、同月、御槇地区自治会長会と事業者が協定書を締結いたしました。

従いまして、事業者としては住民の知らない間に自治会がなし崩し的に建設同意となったという理解は正確ではないと考えています。

以上の経緯のなかで、「風車問題で地域が二分された」という表現をすることも可能かと思いますが、反対にも賛成にも多数の署名が集まったように、真に風力事業に反対の意向を持って活動されていた方は、比較的少数であったというのが事業者の認識です。

また、日本の人口減少・高齢化は予想を上回るスピードで進展しており、比較的若い世代が多い移住者の獲得は各自治体の熾烈な競争になっているとも聞き及んでおります。宇和島市における人口推移も減少傾向にあります。槇川正木ウィンドファームの開発が開始された2012年12月の宇和島市の人口・世帯数・平均年齢は84,296人・37,305世帯・49歳でしたが、2025年6月は65,922人・34,595世帯・54.33歳と人口激減・高齢化しています。このような状況を鑑みますと、御槇地区における移住者の減少と風力発電事業との間に因果関係があったと言えないのではないかと考えています。

資料の最後に「本説明会が行われた区長会という場合は、各集落の自治会運営を担う代表が集まる場であり、その場での説明において、虚偽の説明をしたり過去の計画地の集落で起きた騒動について事実と異なる説明をしたりすることは許されるべきものではありません。」という記載がありますが、これまで事業者として虚偽の説明をしたり、事実と異なる説明をしたことはございません。

現在は資料調査を終えた初期段階であり、計画の熟度が低いため、具体的な回答が出来ず「検討してまいります」と返さざるを得ない事項が多数ございます。今後の協議や説明会等を通じて、引き続き、できるだけ事実即した誠実かつ真摯な説明を心がけたいと存じます。